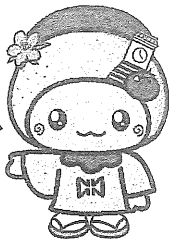


中島村高齢者がきらめく生活応援 補聴器購入費補助金交付事業

事前にご相談
ください！



難聴により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、
補聴器の購入に要した費用の一部を助成します。



対象になる方

※下記の①～⑥のすべての要件を満たす方

- ①満65歳以上の方
- ②中島村に住所があり、現に居住している方
- ③聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④聴覚レベルが両耳とも40dB以上70dB未満、又は片耳70dB以上で他方の耳の聴力レベルが70dB未満の方
- ⑤医師が補聴器を必要だと判断した方
- ⑥村税等の滞納がない方



助成金額

補聴器購入にかかる費用に対し、**25,000円**を上限に助成します。

注意事項

- ・助成を受けられるのは**1人1回限り**です。
※25,000円に満たない場合でも、残額の再申請はできません。）
- ・**申請・決定前に補聴器を購入した場合は、助成の対象外**となります。
- ・助成の対象は補聴器取扱店舗から購入したものに限りです。
※インターネットや通販等で購入したものは除く
- ・**集音器は対象となりません。**
※補聴器は集音器と異なり、単に音を大きくするのではなく、本人の状態にあった調整が必要です。また合わない器具を使用した場合、症状が悪化する可能性があります。
- ・診察料（受診料）、文書料、修理代は対象になりません。

～ 詳しい流れは裏面をご覧ください ～

補聴器購入費助成金の交付までの流れ

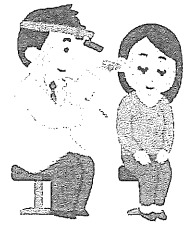
①中島村保健福祉課で申請書等をもらう

- ・住民税などの状況を確認し、対象者であれば申請書をお渡しします。



②耳鼻咽喉科を受診

医師の「意見書」または「補聴器適合に関する診療情報提供書」を作成してもらう。（受診、検査、診断結果の意見書については自己負担）



③中島村保健福祉課に申請書等を提出

【申請に必要な書類】

- ・中島村高齢者がきらめく生活応援補聴器購入費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・意見書（様式第2号）または補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
- ・購入予定の店舗からの見積書（購入金額・補聴器品目・型番が記載されているもの）



④村で審査の結果、交付決定通知書が送付される

※交付できない方（対象外）については、不交付通知書が送付されます。



⑤交付決定通知書が届いたら補聴器を購入し、実績報告書を提出

※決定前に補聴器を購入した場合は助成の対象外となります。

【実績報告に必要な書類】

- ・中島村高齢者がきらめく生活応援補聴器購入費補助金交付実績報告書（様式第6号）
- ・購入店舗からの領収書の写し ※領収書の宛名は申請者本人になります。



⑥村で審査の結果、交付額確定通知書が送付される



⑦中島村保健福祉課に請求書を提出

【請求に必要な書類】

- ・中島村高齢者がきらめく生活応援補聴器購入費補助金交付請求書（様式第8号）
- ・通帳の写し（口座名義カナ・口座番号がわかるもの）
※振込先は申請者本人名義の口座になります。



⑧村から助成金が振り込まれる



医療機関での聴力検査について

- ・耳鼻咽喉専門医で聴力検査を受けてください。
- ・受診の際は保険証をお持ちください。
- ・診察結果（意見書）費用以外に診察・聴力検査などの受診費用がかかります。
- ・医療機関での聴力検査の結果、助成の対象とならない場合もあります。

受付窓口：中島村保健福祉課

電話番号：0248-52-2174